IΒ

新

第3章 協定の締結手続き等

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)

第34 条の10 協定事業者は、同一の光配線盤に終端し現に利用している2の光信号端末回線 (光局外スプリッタを含まないものに限ります。以下この条及び次条において同じとします。)について、別表3 (様式)様式第7-6のテープ分散状況調査申込書により、これらの光信号端末回線がテープ分散 (2の光信号端末回線を異なるテープに分散して収容している状態をいいます。以下同じとします。) されているか否かの調査の申込みを行うことができます。当社は、テープ分散状況調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって申込みの受け付けとし、別表3様式第7-7のテープ分散状況調査回答書により回答します。

- 2 接続申込者は、第10条の2(事前照会)第1項の規定により同条第2項第8号に規定する情報の提供を請求する際に、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むことができます。
- (1) 事前照会申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線とのテープ分散による接続の可否

## (2) (略)

- 3 接続申込者は、第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望(テープ分散が不可である場合にはテープ分散によらないで接続することを予め承諾するものとします。)することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。
- (1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線とのテープ分散による接続の可否

## (2) (略)

第3章 協定の締結手続き等

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)

第34条の10 協定事業者は、同一の光配線盤に終端し現に利用している2の光信号端末回線 <u>(2の光局外</u> スプリッタを含まないもの同士の組み合わせ又は1の光局外スプリッタを含まないものと 1の光局外スプリッタを含むものの組み合わせに限ります。以下この条において同じとします。)について、別表3 (様式)様式第7-6のテープ分散状況調査申込書により、これらの光信号端末回線がテープ分散 (2の光信号端末回線を異なるテープに分散して収容している状態をいいます。以下同じとします。) されているか 否かの調査の申込みを行うことができます。当社は、テープ分散状況調査申込書に必要事項が記載されて いることを確認した時をもって申込みの受け付けとし、別表3様式第7-7のテープ分散状況調査回答書 により回答します。

- 2 接続申込者は、第10条の2(事前照会)第1項の規定により同条第2項第8号に規定する情報の提供を請求する際に、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むことができます。
- (1)事前照会申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線<u>(事前照会申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含まないものに限ります。)</u>とのテープ分散による接続の可否
- (2) (略)
- 3 接続申込者は、第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望(テープ分散が不可である場合にはテープ分散によらないで接続することを予め承諾するものとします。)することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。
- (1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線(接続申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含まないものに限ります。) とのテープ分散による接続の可否
- (2) (略)

料金表

第1表 接続料金

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

	区分	単位	手続費の額	備考
(1) ~ (32)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
(00) <b>–</b> –°		. —	(mfr.)	
(33) テープ	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ	1 区間ご	(略)	
分散によ る光信号	分散に係る確認調査及び接続の申込み)   第1項に規定する事項の調査に要する費	とに		
端末回線	第一項に放足する事項の調査に安する資   用(光信号端末回線のテープ分散に係る			
の確認及	確認調査及び接続の申込み)第1項に規			
びテープ	定する事項の調査に要する費用(協定事			
分散可否	業者が同条第6項又は第7項に規定する			
調査費	事項の申込みを行った場合であって、同			
	条第1項に規定する調査のみを行った場			
	合を含みます。)			

料金表

第1表 接続料金

第2 手続費

2 手続費の額 2-1 手続費

2-1 手続費								
	区分	単位	手続費の額	備考				
(1) ~ (32)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)								
(5.5)				(-5)				
(33) テープ	ア 第34条の10(光	(7) 光局外ス	1区間ご	(略)				
分散によ	信号端末回線のテ	プリッタを含	とに					
る光信号	一プ分散に係る確	まないもの同						
端末回線	認調査及び接続の	士の組み合わ						
の確認及	申込み)第1項に規	世に係るもの	. — 85. \$					
びテープ	定する事項の調査	(イ) 光局外ス	1区間ご	<u>2, 776 円</u>				
分散可否	に要する費用(光信	プリッタを含	<u>とに</u>					
調査費	号端末回線のテー	まないものと						
	プ分散に係る確認	光局外スプリ						
	調査及び接続の申	ッタを含むも						
	込み)第1項に規定	のの組み合わ						
	する事項の調査に	せに係るもの						
	要する費用(協定事							
	業者が同条第6項							
	又は第7項に規定 する事項の申込み							
	9の争項の中込み   を行った場合であ							
	で打つに場合であ							
	規定する調査のみ							
	放足する調宜のの   を行った場合を含							
	そりった場合を占   みます。)							
	(7 A 9 o )							

34条の 10 第 2 項に規定する事項の 要する費用	1 区間ご とに	(略)	左世欄の支要 と第掲用いす。 と第1でのを。	イ 第34条の10 第2項に規定する 事項の調査に要す る費用	(7) 光局外ス プリッタを含 まな組み合わ せに係るもの (イ) 光局外ス プリットを含 まないものブリッタを含と 光局外スさものの組みるもの せに係るもの	1区間ご 1区間ご とに	(略) <u>2,510円</u>	左せ欄る支要と第掲用いすと第掲用いす。
34条の10第3項に規定する事項の 要する費用	1区間ご とに	(略)		ウ 第34条の10 第3項に規定する 事項の調査に要す る費用	(7) 光局外ス プリッタを含 まないもの同 士の組み合わ せに係るもの (イ) 光局外ス プリッタを含 まないものと 光局外スウェンションのの組み合わ セに係るもの せに係るもの	1区間ご とに 1区間ご とに	(略) <u>2, 510 円</u>	
34条の10第6項に規定する事項の 要する費用	1 区間ご とに	(略)	左 せ 欄 第 掲 用 い す も ま も ま し ま も 。 き 。	エ 第34条の10 第6項に規定する 事項の調査に要す る費用	(7) 光局外ス プリッタを含 まないもの合わ せに係るもの (4) 光局外ス プリッタを含と 光局外スラまないものプリッタを含むも のの組みるもの せに係るもの	1区間ご 2に 1区間ご とに	(略) <u>4, 213 円</u>	左せ欄る支要 欄でに費払し と第掲用いす。

オ 第34条の10第7項に規定する事項の 調査に要する費用	1 区間ご とに	(略)	

オ 第34条の 第7項に規定す 事項の調査に要 る費用	る プリッタを含	1区間ご とに	<u>(略)</u>	
	(イ) 光局外ス プリッタを含 まないものと 光局外スプリ ッタを含むも のの組み合わ せに係るもの	<u>1区間ご</u> <u>とに</u>	4, 213 円	

<u>附</u> 則 (平成 26 年 5 月 28 日東相制第 14-0021 号) \_\_\_\_\_この改正規定は、平成 26 年 5 月 28 日から実施します。